

【重要】科研 研究組織に関する平成20年度からの変更点について

平成20年度から、新規・継続課題を問わず、全ての研究課題に適用されます。必ずご確認ください。

(3) 研究分担者の在り方の見直し

今回、以下のとおり「研究分担者」の定義を明確にしました。

- 研究代表者と協力しつつ、研究遂行責任を分担して研究活動を行う者。補助金適正化法上の補助事業者に該当。
- 分担金の配分を受ける(※) (ただし、研究代表者と研究分担者が同一研究機関に所属する場合には、分担金の配分は生じない)。
- 研究代表者や他の研究分担者が、不正な使用等を行った場合は、応募資格の停止(交付対象からの除外)の対象となる。

また、以下のとおり、新たに「連携研究者」を位置づけました。

- 研究代表者及び研究分担者の責任の下、研究組織の一員として研究計画に参画する者(応募資格を有する者でなければならない)。補助金適正化法上の補助事業者には該当しない。
- 分担金の配分を受けられない。
- 研究代表者への交替は認められない。
- 研究代表者や研究分担者が、不正な使用等を行った場合であっても、応募資格の停止(交付対象からの除外)の対象とならない(当人が共謀した場合を除く)。

また、上記については、平成20年度新規・継続を問わず全ての研究課題に適用されます。なお、平成20年度分の交付申請書の記載方法の詳細については、平成20年4月以降の交付内定通知により通知する予定です。

(変更前)							(変更後)								
区分	補助事業者	応募資格の有無	研究計画調査(研究組織欄)への記載	代表者交替	分担金の配分	交付対象除外規定	論文等への記載	区分	補助事業者	応募資格の有無	研究計画調査(研究組織欄)への記載	代表者交替	分担金の配分	交付対象除外規定	論文等への記載
研究代表者	○	○	○	—	—	○	○	研究代表者	○	○	○	—	—	○	○
研究分担者	○	○	○	○	○	○	○	研究分担者	○	○	○	○	○	○	○
研究協力者	×	△	×	×	×	×	○	連携研究者	×	○	○	×	×	×	○
		※4	※3					研究協力者	×	△	×	×	×	×	○
					※1					※4	※3				
													※2		

(※1)・・・研究代表者と異なる研究機関に所属する場合は分担金の配分が可能。
 (※2)・・・分担金の配分を受けなければならない。ただし、研究分担者のうち研究代表者と同一の研究機関に属する者については、分担金を受けなくても構わない。
 (※3)・・・「研究計画・方法」欄等については、研究計画調査作成・記入要領の指示に従い、必要に応じて記載することができる。
 (※4)・・・応募資格の有無は問わない。

(3) 研究組織

研究代表者及び研究分担者は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)に規定された補助事業者にあたり、不正な使用等を行った場合は応募資格の停止(交付対象からの除外)の対象となります(5頁参照)。

①研究代表者

ア) 研究代表者は、補助事業者であり、研究計画の遂行(研究成果の取りまとめを含む。)に関してすべての責任を持つ研究者のことをいいます。

なお、研究期間中に応募資格の喪失などの理由により、研究代表者としての責任を果たせなくなるが見込まれる者は、研究代表者となることを避けてください。

イ) 研究代表者は、研究計画の性格上、必要があれば研究分担者(②参照)、連携研究者(③参照)及び研究協力者(④参照)とともに研究組織を構成することができます。

ウ) 研究代表者は、研究組織を構成する場合には、研究分担者との関係を明らかにするため、当該研究分担者が異なる研究機関に所属する者の場合にあつては「研究分担者承諾書(他機関用)」を、同じ研究機関に所属する者の場合にあつては「研究分担者承諾書(同一機関用)」を必ず徴し、保管しておかなければなりません。

②研究分担者

ア) 研究分担者は、補助事業者であり、研究計画の遂行に関して研究代表者と協力しつつ、補助事業としての研究遂行責任を分担して研究活動を行う者で、応募資格を有し、分担金の配分を受ける者でなければなりません。ただし、研究分担者のうち研究代表者と同一の研究機関に属する者については、分担金を配分しなくても構いません。

なお、研究期間中に応募資格の喪失などの理由により、研究分担者としての責任を果たせなくなるが見込まれる者は、研究分担者となることを避けてください。

イ) 研究遂行上の研究分担者と、科研費の事業遂行上の研究分担者の定義は、必ずしも一致しません。

すなわち、研究遂行上の研究分担者は、明確な定義はありませんが、一般には、研究代表者と共同して論文執筆等の研究活動を行うという趣旨での「共同研究者」の意味で用いられることがあります。一方、科研費の研究分担者は、科研費が支援する補助事業において、主たる補助事業者としての研究代表者と協力しつつ、従たる補助事業者として事業遂行責任を担い、当該研究を主体的に行うものであり、補助金制度上の定義に基づきます。

③連携研究者

ア) 連携研究者は、研究代表者及び研究分担者の責任の下、研究組織の一員として研究計画に参画する者で、応募資格を有する者でなければなりません。

イ) 連携研究者は、補助事業者ではないため、主体的に補助金を使用することや、分担金を受け、また研究代表者と交替して研究代表者になることはできません。

④研究協力者

研究協力者は、研究代表者、研究分担者及び連携研究者以外の者で、研究課題の遂行に当たり、協力を行う者で、必ずしも応募資格を有する必要はありません。

(例：日本学術振興会の特別研究員、外国の研究機関に所属する研究者(海外共同研究者)、応募資格を有しない企業の研究者 等)